

大分大学医学部評価委員会細則

平成21年2月9日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学における内部質保証に関する規程（令和3年規程第23号）第14条及び大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定に基づき、大分大学医学部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、医学部（附属病院を除く。）及び大学院医学系研究科における点検評価に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 病院長
- (3) 副学部長
- (4) 学科長
- (5) 医学・病院事務部長
- (6) その他学部長が必要と認めた者 若干人

2 前項第6号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、点検評価に関する専門的事項を処理するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 教育評価専門委員会
- (2) 研究評価専門委員会
- (3) 運営等評価専門委員会

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成21年医学部細則第1-5号）

- 1 この細則は、平成21年2月9日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第6号の委員は、この細則により選考さ

れたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部評価委員会規程（平成17年医学部規程第1－1号）は、廃止する。

附 則（令和3年医学部細則第1－3号）

この細則は、令和3年6月16日から施行する。